

## よくある質問

(※東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課確認の上、東京都福祉保健財団が作成)

	Q	A
1	従事者認定について、他県に在住の介護職員の認定は、他県に申請するのですか？	お見込みのとおりです。従事者の住民票がある道府県に、申請してください。
2	住民票の写しについて、第3号研修修了者で既に従事者認定を受けている者が新たな組で申請をする場合、以前提出した住民票の写しと内容に変更がなければ、添付の省略が可能ですか？	可能です。提出一覧に、その旨記載してください。
3	住民票の写しには、なにが記載されていけばいいのでしょうか？ 本籍、家族の情報、続柄、マイナンバー等も必要ですか？	従事者の氏名、生年月日、現在の住所が記載されていれば結構です。 <u>なお、個人情報保護によりマイナンバーの入った住民票の写しは受付できません。記載があった場合はお返しし、再度提出いただきます。</u>
4	研修修了証明書に記載されている氏名と、住民票に記載されている氏名とでは、苗字が異なるのですが、同一人物である証明のための追加書類等は必要ですか？	下の名前と生年月日が同一であることをもって同一人物であると判断しますので、必要ありません。
5	従事者認定後、別の研修を修了した場合、どのような手続きが必要ですか。	下記「認定特定行為業務従事者が研修を修了した場合、必要な申請について」を御参照ください。

## &lt;認定特定行為業務従事者が研修を修了した場合、必要な申請について&gt;

従事者と修了した研修	申請の種類
経過措置対象者が 第一号～第三号研修を修了した場合	新規申請
第三号研修修了者が 別の対象者の実地研修を修了した場合	新規申請
第三号研修修了者が 同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合	変更届出 (認定を受けた特定行為の変更)
第三号研修修了者が第一号、第二号研修を修了した場合	新規申請
第二号研修修了者が 第一号研修を修了し、実施可能な行為が増えた場合	変更届出 (認定を受けた特定行為の変更)